

2009年12月4日
みずほ信託銀行株式会社

金融円滑化への取組みについて

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長 野中 隆史）は、最近の経済金融環境や「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「中小企業等金融円滑化法」と言います）の施行等を受け、従来以上にお客さまからのご相談に迅速かつ丁寧に対応するため、2009年12月、本部内に本件の推進や周知徹底を担う専門部署を新設するとともに、各営業部店には「推進責任者」を任命、体制を強化いたしました。

上記体制の下、「中小企業等金融円滑化法」の趣旨等を十分に認識のうえ、お客さまからのご相談に適切に対応すべく専用窓口等を設置いたします。詳細は下記内容をご参照ください。

1. お借入条件等の変更に関するご相談について

お借入いただいている条件等についてご相談があった場合は、お取引のある営業部店の担当者が個々の契約内容に応じた迅速なご相談対応を実施します。

2. 金融円滑化苦情相談窓口の設置

中小企業のお客さまや住宅ローンをご利用いただいているお客さま等から、お借入条件等の変更に関する苦情をお受けする専用窓口を設置いたしました。

窓口名 : 「金融円滑化苦情受付窓口」
電話番号 : 0120-800-367（フリーダイヤル）
受付時間 : 月曜日～金曜日の9時00分～17時00分
(土・日曜日、祝日・銀行休業日を除きます)

なお、上記内容につきましては、当社ホームページ「金融円滑化に向けた取組みについて」にも掲示しております。

以 上